

第7期 身延町障害福祉計画  
第3期 身延町障害児福祉計画

令和6年3月  
身 延 町

# 目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の基本目標	1
3.	計画の位置づけ	3
4.	上位計画との関わり	4
5.	計画の目的	5
6.	法改正への対応	5
7.	計画の期間	8
第2章	身延町の状況	9
1.	人口の状況	9
2.	障害のある人の概況	10
第3章	障害福祉サービスの体系	12
1.	自立支援給付	13
2.	地域生活支援事業	13
第4章	成果目標と取り組み	15
1.	施設入所者の地域生活への移行	15
2.	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	16
3.	地域生活支援拠点等の整備	16
4.	福祉施設から一般就労への移行	17
5.	相談支援体制の充実・強化等	19
6.	障害福祉サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	20
第5章	障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	21
1.	訪問系サービス	21
2.	日中活動系サービス	23
3.	居住系サービス	25
4.	相談支援	26

第6章	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	27
1.	各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込み量	27
2.	サービスの概要と見込量確保のための方策	28
第7章	円滑なサービス提供のための方策	30
1.	サービス事業者の参入促進のための情報提供	30
2.	障害者福祉サービスについての情報提供	30
3.	支給決定における公正・公平性の確保	30
4.	サービスの質の向上	30
5.	サービス利用の支援と権利の保障	30
6.	低所得者への支援	30
第8章	第3期障害児福祉計画	31
1.	計画の基本目標	31
2.	成果目標と取り組み	31
3.	障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	33
第9章	計画の推進に向けて	35
1.	計画の進捗管理	35
2.	身延町障害者基本計画との連携	36
3.	県・近隣市町村などとの連携	36

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1. 計画策定の趣旨

障害者を取り巻く環境は日々変化しており、障害者や家族などの高齢化、障害の重度化・重複化により障害福祉のニーズは複雑多様化しています。また、障害者へのサービスは地域格差や障害種別ごとのサービス格差が大きくあり、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められています。さらに、意欲のある障害者のニーズに合った適切な就労の支援の提供も求められているところです。

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）され、この改正法や社会保障審議会（障害者部会）での議論を経て、国の定める基本方針（平成29年厚生労働省告示第116号）が告示されました。また、令和5年5月には、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を一部改正する告示（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）が告示されました。これを踏まえ、令和6年度から令和8年度にかけての第7期身延町障害福祉計画（以下「第7期障害福祉計画」という）及び第3期身延町障害児福祉計画（以下「第3期障害児福祉計画」という）を策定します。

なお、障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体的な計画として位置付けることを前提に、第8章において示します。

## 2. 計画の基本目標

本町では、「身延町障害者基本計画」において、「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支えあいの地域の中で、安心して暮らせる社会を目指します」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現、生涯支援、自立支援、安心・安全の確保、差別の解消及び権利擁護の推進地域生活支援を実現するために、「誰もが暮らしやすい潤いあるまちをつくる」「望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす」「自らの力を高め、いきいきと活動する」の3つの施策を推進し、障害のある人もない人も誰もが安心して暮らせる町づくりを進めます。第7期障害福祉計画においてはこの基本理念を踏まえ、次の6点を基本目標とします。

### （1）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

## (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、サービスの充実を図り、障害福祉サービスの均てん化を図ります。

## (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

## (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

## (5) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたる安定的な障害福祉サービス等の提供体制や様々な障害福祉に関する事業の実施を担う人材を確保し定着を図るために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化を、関係者と協力して取り組めます。

## (6) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するために、障害者の多様なニーズを踏まえて支援を行います。文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

文化・芸術活動については、文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用の促進を図ります。

### 3. 計画の位置づけ

各計画の位置づけについては、以下のとおりです。

#### (1) 第7期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条では、『市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村障害福祉計画」）を定めるものとする。』と規定しています。「第7期障害福祉計画」は、同法の規定による「市町村障害福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針、やまなし障害者プラン（第7期障害福祉計画）に即したものとします。

#### (2) 第3期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20では、『市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（「市町村障害児福祉計画」）を定めるものとする。』と規定しています。「第3期障害児福祉計画」は、同法の規定による「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の指針、やまなし障害者プラン（第3期障害児福祉計画）に即したものとします。

#### 【障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念】

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組定着

#### 【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

## 【障害福祉計画・障害児福祉計画が目指す目的】

障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

## 4. 上位計画との関わり

### （1）身延町地域福祉計画

社会福祉法第107条では、『市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（「市町村地域福祉計画」）を策定するよう努めるものとする。』と規定しており、「身延町地域福祉計画」は同法の規定に基づき策定された計画で地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示したものです。障害児者に関わる点については、特に地域における相談体制の充実や安心して暮らせる福祉環境の整備等、障害児者への支援についての方向性や今後の取り組みが示されています。第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、地域福祉計画で示された部分について、事業の具体的な目標数値を中心にまとめています。

### （2）身延町障害者基本計画

障害者基本法第11条第3項では、『市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（「市町村障害者計画」）を策定しなければならない。』と規定しており、「身延町障害者基本計画」は同法の規定に基づく計画であり、本町の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けたものです。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、障害者基本計画を着実に推進するための実施計画として「障害福祉サービス」及び「障害児通所サービス」に係る目標数値を中心にまとめています。

● 「身延町障害福祉計画」と「身延町障害者基本計画」の関係 ●

◆身延町障害者基本計画◆（令和6年3月策定）

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（6年）令和6年度～令和11年度
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

◆身延町障害福祉計画◆

- 障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく、障害福祉サービスなどの確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
  - ※第7期計画は、令和5年度中に策定し、令和8年度までを計画期間とする
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項などを定める計画

## 5. 計画の目的

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では従来の計画（第6期障害福祉計画：令和3～令和5年度）の実績と今後の課題を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間におけるサービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所サービスに必要な供給量を見込むことを目的とします。

## 6. 法改正への対応

第6期身延町障害福祉計画が策定された令和3年3月以降、新たな法律の制定や法改正があり、障害者を取り巻く法律が大きく変化しています。これらの法・理念を踏まえ、障害福祉施策を推進していきます。

### （1）「障害者虐待防止法」施行

この法律は障害者の尊厳を傷つける様々な虐待から障害者を守り、養護者に対する必要な支援を行うことを目的としています。全国の市町村や都道府県に、障害者に対する虐待の防止や対応の窓口となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置されました。平成24年10月施行。



## (2)「障害者総合支援法」の施行

従来の障害者自立支援法に替わる法律として、平成25年4月1日に施行。これまで通り、障害福祉サービスの提供などが行われるとともに、障害者の範囲に難病等が加わり、さらに障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う等の地域生活支援事業が追加されました。平成26年4月1日からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大が実施されました。

また、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進といった措置を講ずることが加えられます。令和6年4月1日施行（施策によって施行日は異なります）。

## (3)「障害者雇用促進法」の施行

これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善することを義務づけています。平成28年4月1日施行。

平成30年4月からは精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることなどが盛り込まれました。

## (4)「障害者差別解消法」の施行

この法律においては、国・地方公共団体・事業者の障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。平成28年4月1日施行。

（合理的配慮の提供とは…障害のある人から社会的な障壁除去の意思が示された場合に行われる必要かつ合理的な取り組みであり、実施に伴う負担が過重でない範囲で対応をすること。）

令和3年5月に改正があり、これまでは努力義務とされていた事業者における合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。令和6年4月1日施行。

## (5)「障害者権利条約」の批准

この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。我が国においては、平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

## (6)「発達障害者支援法」の改正

自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」を10年ぶりに見直す改正法であり、社会的障壁によって日常生活が制限されている発達障害者を早期発見し、乳幼児から成人期まで「切れ目ない支援」を受けられるようにすると

もに、教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。また、発達障害者の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図ります。平成28年8月1日施行。

#### (7)「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正

平成28年5月成立。障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を定めています。平成30年4月1日施行。

#### (8)「障害者雇用促進法」の改正

これまでも障害者に対する差別の禁止などに向けた改正が行われてきましたが、この改正では障害者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等について盛り込まれました。また、障害者の雇用に関する条件や基準に見合った民間企業に対して、特例給付金の支給や優良企業としての認定等ができる仕組みが創設されました。令和2年4月1日施行（一部は公布日等に施行）。

#### (9)「医療的ケア児支援法」の施行

医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするために「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が令和3年6月に成立しました。この法律では、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念が定められ、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。令和3年9月18日施行。

## 7. 計画の期間

本計画は、令和6年度～令和8年度を計画の期間とする3か年計画です。最終年度である令和8年度には、次期計画に向けた見直しを予定しています。

計画の期間

平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
第2期地域福祉計画				第3期地域福祉計画				
第2期 障害者 基本計画	第3期障害者基本計画					第4期障害者基本計画		
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

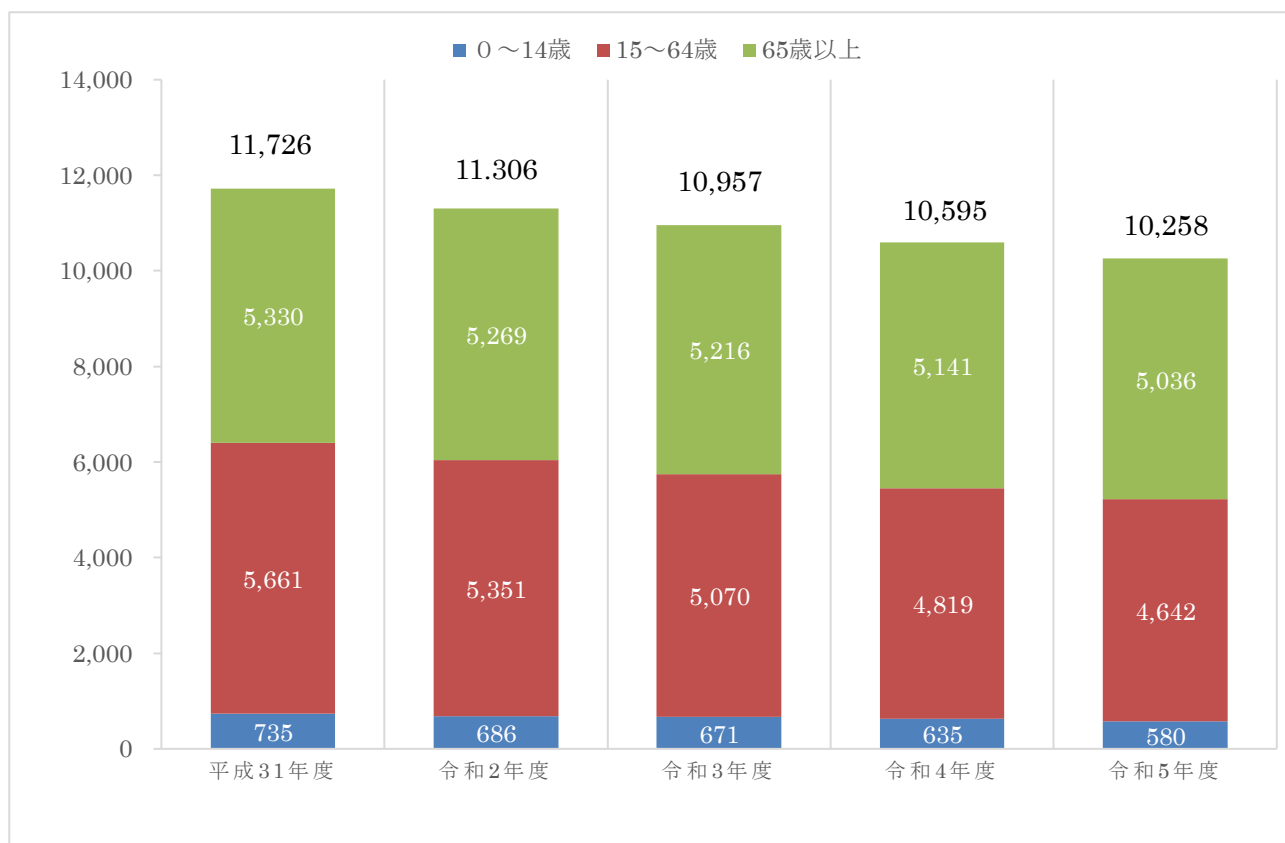
## 第2章 身延町の状況

### 1. 人口の状況

身延町の人口は減少傾向が続いており、平成31年度から令和5年度の5年間で1,468人(12.6%)減少しています。年齢区分別にみると、0～14歳は155人の減少(21.1%)、15～64歳は1,019人(18.1%)の減少となっており、また65歳以上の老年人口の割合は毎年約1%増加していることから、少子高齢化が著しく進んでいると言えます。

(単位：人、%)

年齢区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～14歳	735	686	671	635	580
	6.3	6.1	6.1	6.0	5.7
15～64歳	5,661	5,351	5,070	4,819	4,642
	48.2	47.3	46.3	45.5	45.2
65歳以上	5,330	5,269	5,216	5,141	5,036
	45.5	46.6	47.6	48.5	49.1
総人口	11,726	11,306	10,957	10,595	10,258
前年比		-420	-349	-362	-337



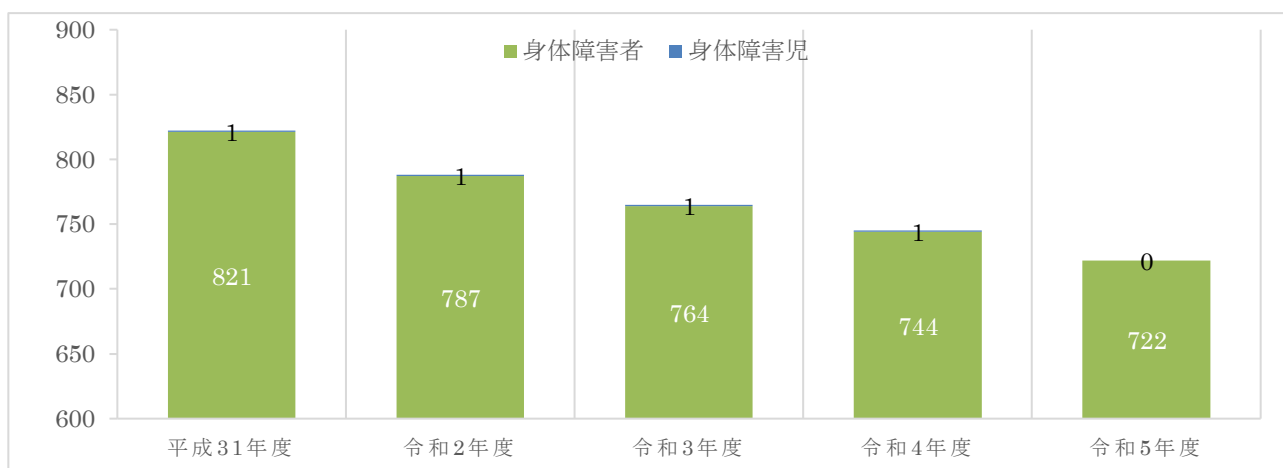
資料：町民課

## 2. 障害のある人の概況

### 【身体障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

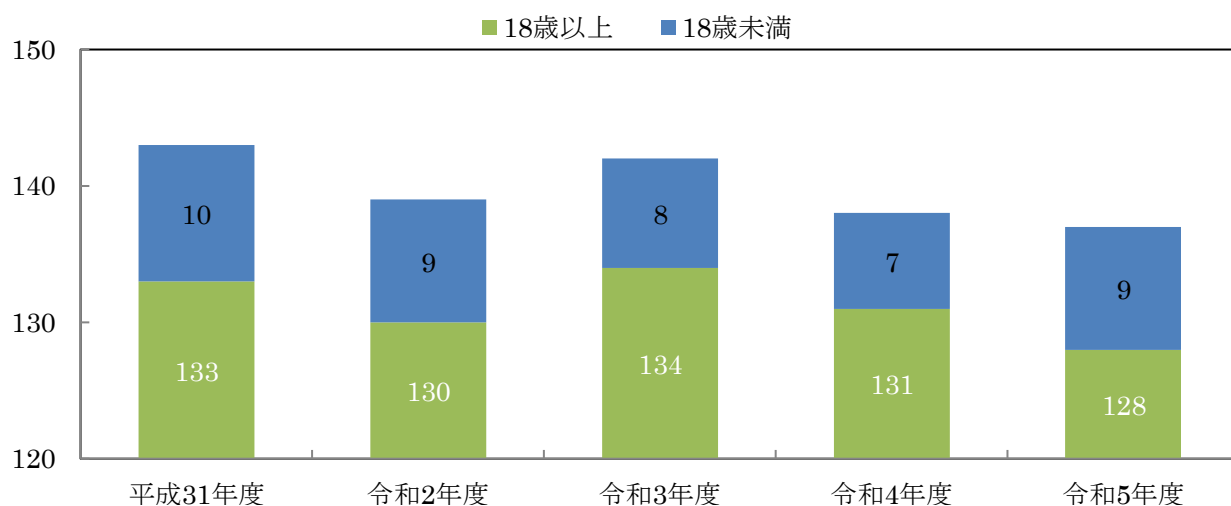
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害児	1	1	1	1	0
身体障害者	821	787	764	744	722
総数	822	788	765	745	722



### 【療育手帳所持者数の推移】

(単位：人)

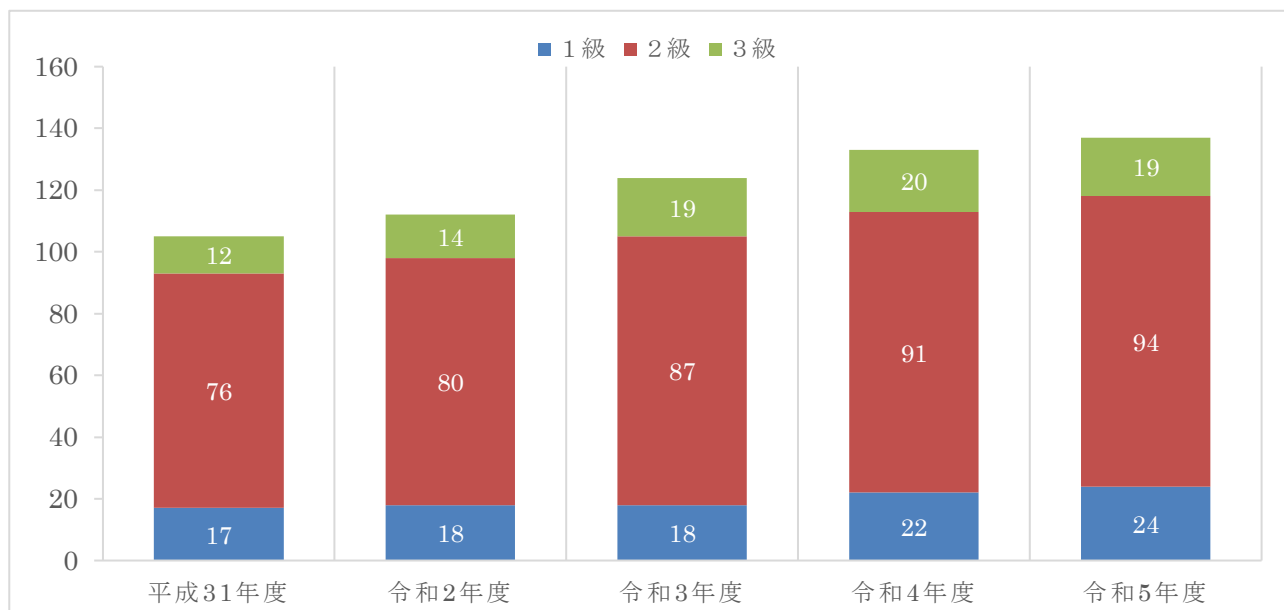
年齢区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	10	9	8	7	9
18歳以上	133	130	134	131	128
総数	143	139	142	138	137



【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

(単位：人)

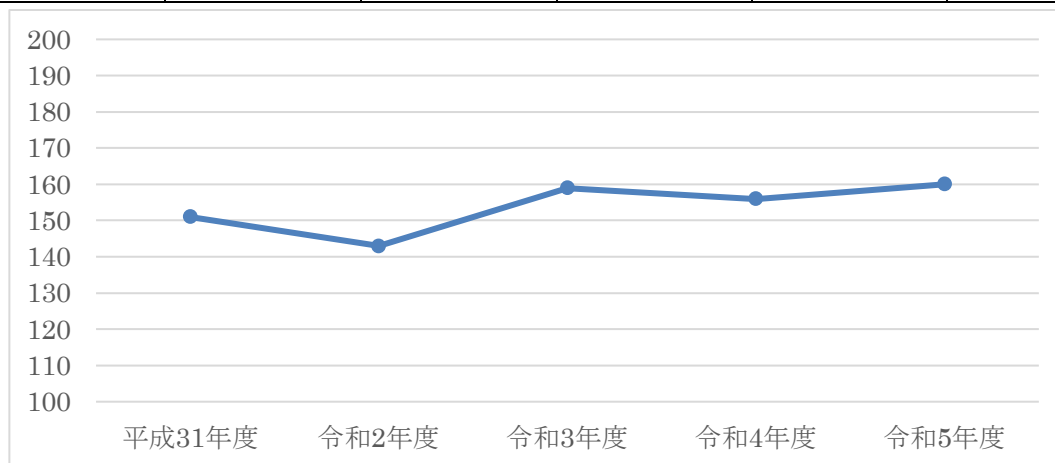
等級	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	17	18	18	22	24
2級	76	80	87	91	94
3級	12	14	19	20	19
総数	105	112	124	133	137



【精神通院医療公費負担受給者数の推移】

(単位：人)

通院医療	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	151	143	159	156	160

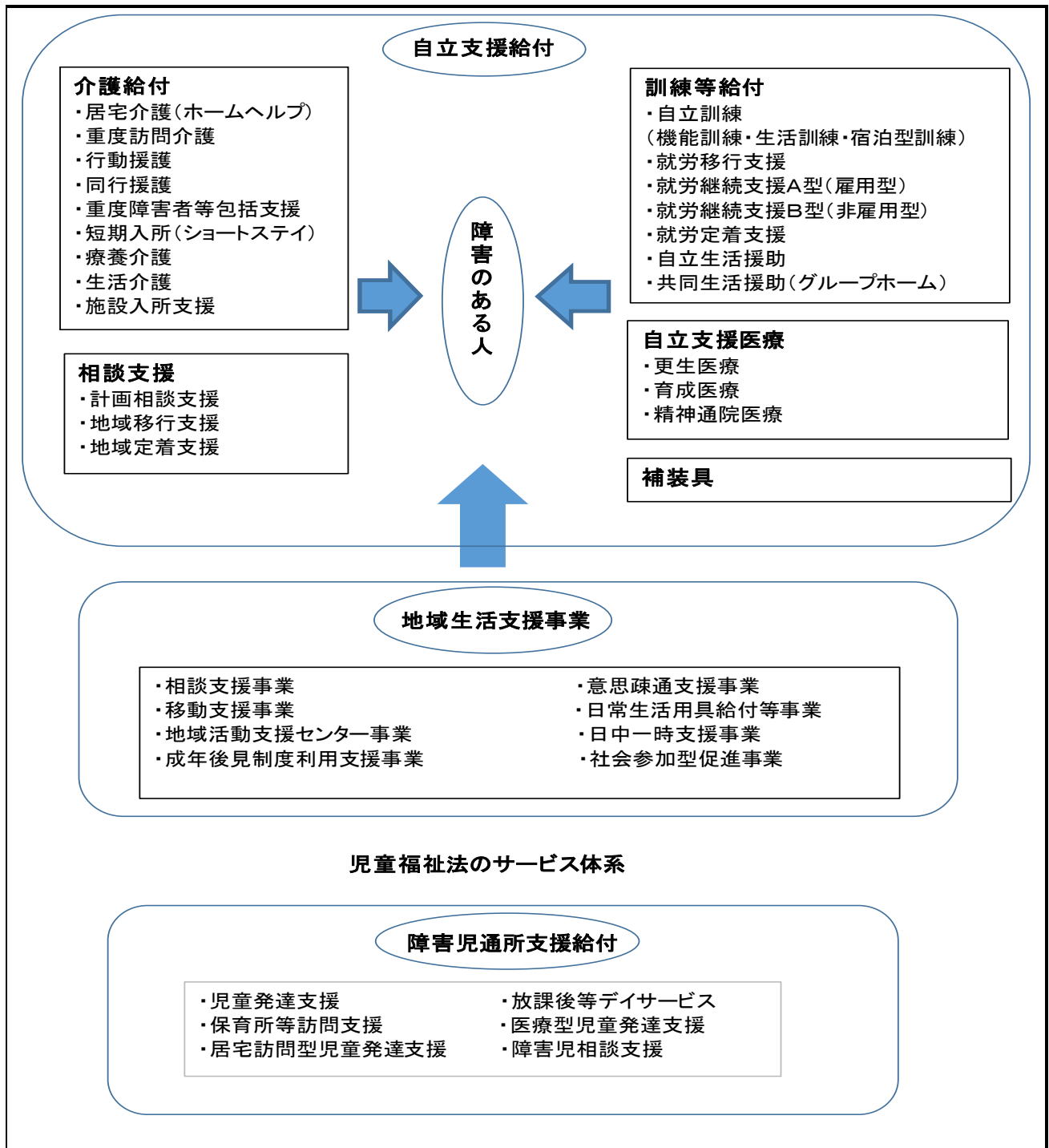


資料：福祉保健課

# 第3章 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、国や都道府県の義務的経費がともなう個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」で構成され、実施されています。

障害者総合支援法のサービス体系



## 1. 自立支援給付

自立支援給付は大きく①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具、⑤相談支援の5つに分かれます。サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者が定率1割負担となっています。ただし所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

### ●介護給付と訓練等給付

平成18年度より障害者自立支援法（平成25年4月から障害者総合支援法）によるサービスが実施されています。障害の種別ごとに複雑に組み合わせられていた施設・事業体系は「介護給付」にあたる居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援と「訓練等給付」にあたる自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）の2種類の体系に再編されました。

### ●自立支援医療

これまでの公費負担医療制度は障害の種別ごとに分けられていましたが、平成18年4月より更生医療、育成医療、精神通院医療が統合され自立支援医療となりました。

### ●補装具

旧法の補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、自立支援給付に位置づけられた個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編され、現物給付から金銭給付となるとともに利用者が1割を負担することとなりました。

### ●相談支援

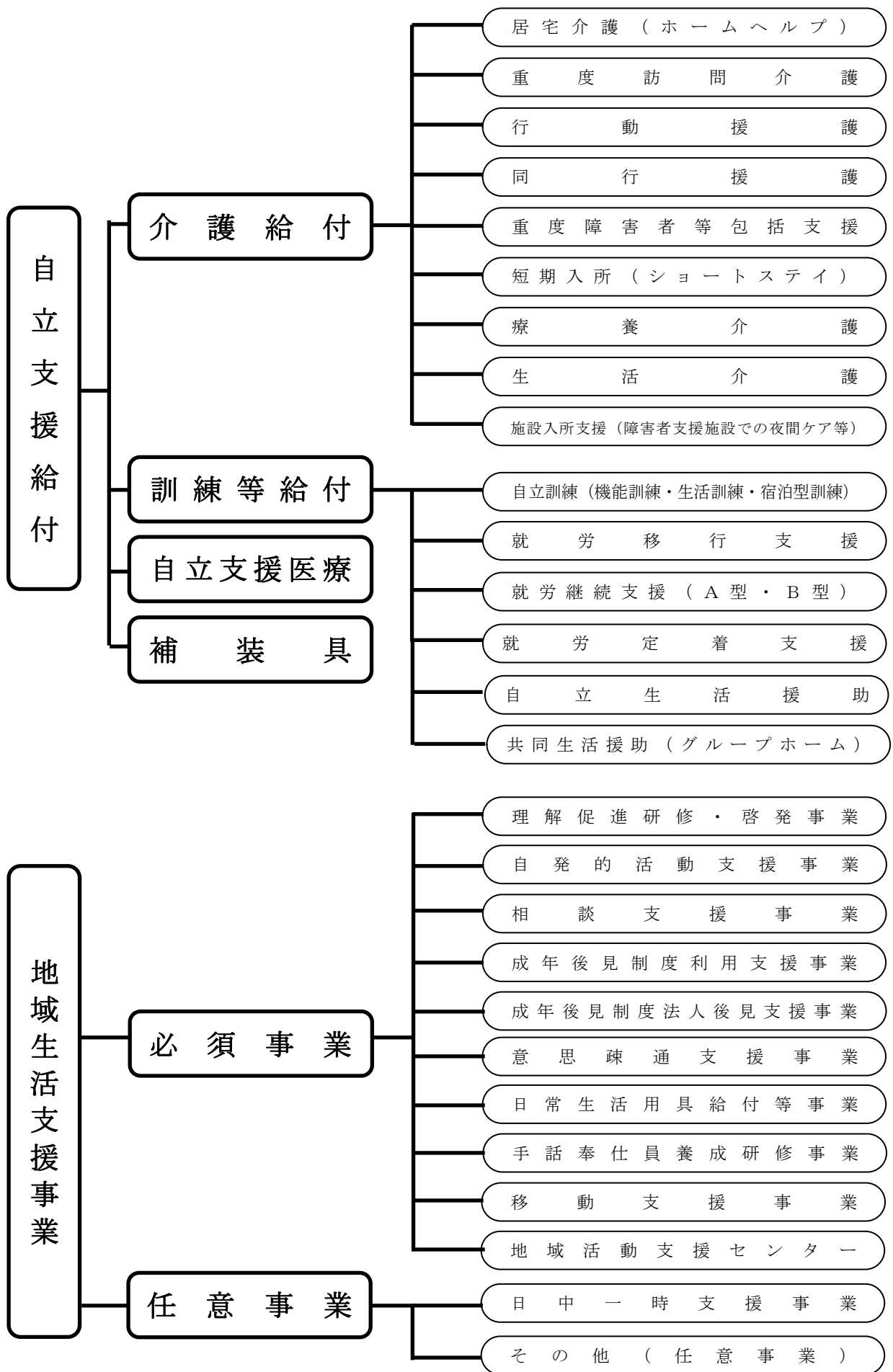
平成24年度から、障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるように、利用者全員の計画相談を実施することになりました。相談支援の中には入所施設等から地域生活に移行する方への支援である「地域移行支援」と地域移行した単身者等を支援する「地域定着支援」があります。

## 2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体となる法定化された事業です。また、地域生活支援事業は、地域での生活を支えるさまざまな事業を地域の実情に応じて都道府県と連携しながら実施します。

「相談支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」「成年後見制度利用支援事業」等は必須事業です。任意事業の一つである「日中一時支援事業」は地域の実情に応じて実施されています。





## 第4章 成果目標と取り組み

本計画では、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」数値目標については、国の基本方針等を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮の上、令和5年度末を成果目標として設定します。

### 1. 施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の指針】

- 令和4年度末施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
- 令和4年度末施設入所者の5%以上削減

#### 【目標設定の方針】

上記の目標において、令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とするとの方針が示されています。しかし、グループホーム等の地域資源を拡充することが厳しい現状や、これまでの実績や現在の入所者の状況などの実情を考慮し、前期計画の未達成割合を含まない数値目標を設定することとし、下表のとおり目標値としました。

#### 【活動指標】

目標値		設定の考え方
令和4年度末 施設入所者数(A)	39人	令和4年度末の施設入所者数
令和8年度末 施設入所者数(B)	37人	令和8年度末の施設入所者数
【目標値】入所者削減見込数	2人	(A) - (B)の値
	5.1%	国目標:5%以上
【目標値】地域生活移行者数	3人	令和8年度末までに施設から地域移行する者の数
	7.6%	国目標:6%以上

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の指針】

○精神障害のある方が地域の一員として、安心して自分らしい生活を送ることができるよう、地域の人たちの協力を得ながら、差別や偏見のない地域社会づくりを進めていくため、全市町村に「保健」「医療」「福祉」関係者による協議の場を設置する。

### 【目標設定の方針】

単町における協議の場の運用については、保健・医療・福祉各分野を横断的に構築する協議体はすでに複数存在し、また人口規模の観点からも、新たに協議の場を町が単独で運営することは厳しいという共通認識が、圏域内全町において確認されています。したがって、保健所を中心とした精神保健福祉担当者会議を協議の場とし、この目標に対し取り組んでいくこととします。

### 【活動指標】

項目	令和 8 年度末目標値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年 6 回	峡南圏域で設置
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14 人	保健:8 人、医療:2 人、福祉:4 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	年 1 回	年に 1 回運用状況の検証・検討を実施

## 3. 地域生活支援の充実

### 【国の指針】

○各市町村又は圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、関係者による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年 1 回以上支援の実績等を踏まえた運用状況を検討、検証する。

○また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るために、各市町村又は圏域においてその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

### 【目標設定の方針】

地域生活支援拠点等とは、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域でその障害者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に

応じて緊急的な対応が図れる体制のことです。

このことについて、峡南圏域自立支援協議会において協議を重ね、平成31年度より面的整備を整えスタートしました。以降、毎月の担当者会議において、事業の在り方について検討を続けています。今後も、拠点等の役割をさらに強化するため機能の充実に向けた検証および検討の実施回数について、年間の見込数を活動指標として設定します。

【活動指標】

項目	令和 5 年度末実績値	令和 8 年度末目標値	目標値の設定
地域生活支援拠点数	1 箇所	1 箇所	峡南圏域で設置 国目標:1箇所
地域生活拠点等の機能充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	年 12 回	年 12 回	月に 1 回運用状況の検証・検討 国目標:年に 1 回以上
強度行動障害を有する者への取り組みの実施	未実施	実施	峡南圏域の協議会にて実態把握と課題の整理を実施する

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の実績の1.31倍以上とする。
- 就労継続支援A型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の実績の1.29倍以上とする。
- 就労継続支援B型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の実績の1.28倍以上とする。
- 就労定着支援事業の利用者数が、令和3年度の実績の1.41倍以上を目指す。

【目標設定の方針】

この目標に対し、本町における令和3年度末の実績値として、一般就労への移行者数は0人でした。これをもとに令和8年度末の目標値を設定すると次のとおりとなります。

【活動指標】

項目	令和 3 年度末実績値	令和 8 年度末目標値	目標値の設定
一般就労への移行者数	0 人	3 人	国目標: 3年度実績の 1.28 倍以上
就労移行支援事業に係 る移行者数	0 人	1 人	国目標: 3年度実績の 1.31 倍以上
就労継続支援 A 型に係 る移行者数	0 人	1 人	国目標: 3年度実績の 1.29 倍以上
就労継続支援 B 型に係 る移行者数	0 人	1 人	国目標: 3年度実績の 1.28 倍以上
就労定着支援事業の利 用者数	0 人	1 人	国目標: 3年度実績の 1.41 倍以上

【国の指針】

○就労定着支援事業を利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上。

【目標設定の方針】

この目標に対し、就労定着支援事業の事業所は峡南圏域内に存在しませんが、昨今の福祉サービスにおいて多く見られる、就労支援のサービスに留まらず圏域外の事業所を利用することの多い体制を考慮し、就労定着への支援を行います。

## 5. 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の指針】

- 令和8年度末までに、市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。
- 協議会において個別事例等の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うための協議会の体制を確保する。

### 【目標設定の方針】

この目標に対し、国が定める基本指針に基づき、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に努めます。基幹相談支援センター等の整備については、峡南圏域自立支援協議会を中心に、事業所体制の整備、人材育成と確保の方策、予算的な検討等の協議を重ね、令和6年度から峡南圏域に基幹相談支援センターを設置します。

### 【活動指標】

項目値		令和8年度末目標値	目標値の設定
相談支援体制の機能強化		1か所	峡南圏域で対応
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	20件	峡南圏域で対応
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	20件	
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	20回	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	20回	
	主任相談支援専門員の配置数	4人	

項目値		令和 8 年度末目標値	目標値の設定
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)	2 回	峡南圏域で対応
	協議会の参加事業者・機関数	6 件	
	協議会の専門部会の設置数	1 件	
	協議会の専門部会の実施回数(頻度)	2 回	

## 6. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

### 【国の指針】

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

### 【目標設定の方針】

この目標については、障害福祉サービスの多様化、事業所の増加に伴い、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に置き、利用者のニーズに応じたサービスの提供を行うことが重要です。町では、この目標を達成するために、都道府県が実施する研修等に積極的に参加し、知識・資格の取得を目標とするとともに、峡南圏域自立支援協議会を中心に行う事業所情報交換会を通じて、支援を行う関係機関の人材育成に努めます。また、審査エラー内容分析結果を活用し、事業所へのフィードバックを行うことで質の向上を目指します。これらの取組を通じて、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供し、障害福祉サービスの量ではなく質を向上させていきます。

### 【活動指標】

項目値	令和 8 年度末目標値	目標値の設定
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(山梨県が実施する研修への参加人数)	3 人	国の目標:体制の構築
審査エラー内容分析結果を活用した取り組み	12 回	月 1 回

## 第5章 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

障害福祉サービスの見込量と、それに対する課題や方策について、実績や傾向をもとに設定します。必要量の見込については、以下の単位で表記しています。

「時間」＝「月間のサービス提供時間」

「人日」＝「月間の利用人員」×「一人一月あたりの平均利用日数」

「人」＝「月間の利用人数」＝「実人員」

### 1. 訪問系サービス

#### 【サービス概要】

サービス名	概要
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、常時介護を要する方に対して、自宅での入浴、排せつ、食事の介護などから外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に対して、危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護等、行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護必要とする方障害のある方に対して、居宅介護等の複数サービスを組み合わせて提供し、包括的な支援を行います。



【必要量の見込】

区分		令和4年度 (実績)		令和5年度 (目標)		令和6年度 (見込)		令和7年度 (見込)		令和8年度 (目標数値)	
訪問系	居宅介護	242	時間	258	時間	275	時間	292	時間	309	時間
		29	人	30	人	32	人	34	人	36	人
	重度訪問介護	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間
		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	同行援護	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間
		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	行動援護	1	時間	27	時間	27	時間	27	時間	27	時間
		1	人	1	人	1	人	1	人	1	人
	重度障害者等 包括支援	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間
		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	計	243	時間分	285	時間分	302	時間分	319	時間分	336	時間分
		30	人	31	人	33	人	35	人	37	人

【課題と方策】

居宅介護については、利用者の高齢化や、精神障害者の利用増加もあり年々利用実績が増加しています。したがって、利用量の確保はもちろんですが、支援者や利用可能な事業所といった社会資源の拡充を迫られている現状です。これに対し、介護保険サービスのみの提供事業所の障害福祉分野への参入促進、地域の潜在的な人材発掘などを行い、サービス提供のための人材確保や地域資源の拡充に努めます。

その他訪問系サービスについては、利用者増減の動きが少ないところですが、広報活動等利用の促進を図るとともに、多様な訪問系サービスに対応できるよう、社会福祉協議会や圏域内の事業所と連携して実施主体の確保に努めます。

## 2. 日中活動系サービス

### 【サービス概要】

サービス名	概要
生活介護	常に介護を必要とする障害のある方に対して、入浴、排せつ及び食事等の介護や、創作的活動・生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で、身体能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な障害のある方に対して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な障害のある方に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害のある方が就労を希望する場合に、生産活動、職場体験等を通じて就労に必要な知識及び能力向上のための訓練等を行います。
就労選択支援	障害のある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労継続支援A型	一般企業等における就労は困難であるものの、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能と見込まれる障害のある方に対して、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等における就労は困難であり、雇用契約に基づく就労や就労移行支援及び就労継続支援A型の利用も困難な障害のある方に対して、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した障害のある方に対して、就労の継続を図ることができるよう事業所や家族等との連絡調整を行うとともに、日常生活又は社会生活上の問題に関する相談、助言等を行います。
療養介護	医療の他、常時介護等も必要とされる障害のある方に対して、病院等の施設において、看護、機能訓練、療養上の管理における介護等の支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅において、介護者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある方に対して、短期間の施設滞在、入浴、排せつ、食事、その他の必要な支援を行います。

【必要量の見込】

区分		令和4年度 (実績)	令和5年度 (目標)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (目標数値)
日中活動系	生活介護	1,154 人日分	1,164 人日分	1,204 人日分	1,245 人日分	1,286 人日分
		57 人	57 人	59 人	61 人	63 人
	自立訓練 (機能訓練)	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	自立訓練 (生活訓練)	42 人日分	9 人日分	42 人日分	63 人日分	84 人日分
		2 人	1 人	2 人	3 人	4 人
	就労移行支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	就労選択支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	就労継続支援A型	50 人日分	31 人日分	50 人日分	67 人日分	83 人日分
		3 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	就労継続支援B型	874 人日分	875 人日分	970 人日分	955 人日分	991 人日分
		50 人	50 人	52 人	54 人	56 人
	就労定着支援	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
療養介護	7 人	8 人	8 人	8 人	8 人	
短期入所(福祉型)	30 人日分	31 人日分	36 人日分	36 人日分	36 人日分	
	3 人	3 人	4 人	4 人	4 人	
短期入所(医療型)	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	

【課題と方策】

日中活動系サービスについては、軒並み増加傾向にあるため、上記の見込量となります。

とくに就労継続支援B型については、障害の種別を問わず利用希望が増えていますが、地域資源に限りがあることや個々の特性に合った支援が求められるため、利用希望者の希望に応えられない場合があります。また、利用者にとって目標となる一般就労への到達が困難である、長期の利用に留まるケースが多いという点について依然課題となっています。これに対しては、利用者に対するアセスメントを中心に、就労系事業所・ハローワークとの連絡調整や支援員の研修参加支援などを通して、課題解決に努めます。圏域の課題としても協議を重ねて対応していきます。

就労移行支援・就労定着支援については、身延町内のみならず圏域内に事業所がないため、圏域外の事業所を利用しなければならず、利用につながるケースが少ないことが現状です。

また、全ての日中活動系サービスにおいて、利用を希望しても移動の手段がない、という地域的な課題も見受けられます。課題解決のために、既存事業者のサービス拡

充や、新規事業者及び介護事業所の参入促進等を働きかけます。また、峡南圏域自立支援協議会においても協議を行い、見込量の確保と同時に進めていきます。

### 3. 居住系サービス

#### 【サービス概要】

サービス名	概要
自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助を利用していた障害のある方に対して、自立した日常生活を営むために、定期的な居宅訪問や随時の対応を行い、日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、主に夜間の入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	障害者支援施設等において、主に夜間の入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行います。

#### 【必要量の見込】

区分		令和4年度 (実績)	令和5年度 (目標)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (目標数値)
居住系	自立生活援助	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	共同生活援助	23 人	23 人	25 人	27 人	29 人
	施設入所支援	39 人	39 人	38 人	38 人	37 人

#### 【課題と方策】

利用者の障害の重度化・高齢化や家族の高齢化等に伴う家庭の事情などを理由に年々増加傾向にあります。また、上記見込量は、死亡者・新規利用者見込数に地域移行者数を勘案した結果になっています。親亡き後を見据えた場合の足掛かりとなるグループホームへの入居希望は増加しているため、適切な移行を推進・調整していきます。

しかし、峡南圏域内を見た場合、グループホームの拠点数は少なく、人員不足や周辺住民の理解の必要といった問題を解決する必要があることから整備が進んでおらず、利用者の大半を圏域外事業所にゆだねているのが現状です。これに対しては、地域移行の観点と同様に、利用者や家族の希望に応えられる体制がつけられるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなど体制の充実を図ると同時に、単町のみならず、県との連携又は峡南圏域における協議を重ね、施設整備に向けて取り組んでいきます。

## 4. 相談支援

### 【サービスの概要】

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用しようとする方に対して、サービス等利用計画の作成や事業者との連絡調整等の支援を行います。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等を退所又は退院する障害のある方に対して、地域生活への移行に必要な住居の確保やサービスの体験利用等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において生活する障害のある方に対して、緊急時に単身又は何らかの事情により支援が見込めない状況にある場合には、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応等の支援を行います。

### 【必要量の見込】

区分		令和4年度 (実績)		令和5年度 (目標)		令和6年度 (見込)		令和7年度 (見込)		令和8年度 (目標数値)	
相談 支援	計画相談支援	27	人	25	人	28	人	30	人	32	人
	地域移行支援	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	地域定着支援	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	計	27	人	25	人	28	人	30	人	32	人

### 【課題と方策】

計画相談支援の利用は増加傾向にあります。サービスがスタートして以降、利用者や家族にその存在が定着し、今後も利用は広がる傾向です。しかし、限られた人員で多忙な業務に追われる事業所が多く、特に圏域内の相談支援事業所に顕著に見られます。相談支援専門員は、利用者との関係構築、最新の制度や資源の把握、他分野の機関との連携など幅広い役割を求められますが、利用者にとっては最も身近で重要な支援者になります。また、基幹相談支援センターの設置も予定されています。計画相談支援の必要性は増え続けているものの、相談支援専門員の負担が増していることから、更なる相談支援専門員の確保が必要となります。そういった相談体制をバックアップすべく、人材の確保について、峡南圏域自立支援協議会では今後も対応の検討を重ねていきます。また、利用者へのアセスメントを通してセルフプランという選択肢にも着目することや、相談支援事業に対する柔軟な対応によって、この課題に対応していきます。

地域移行支援、地域定着支援について実績はありませんが、上記と並行して利用の促進を行い、見込量の確保に努めていきます。

## 第6章 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策

### 1. 各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込み量

【地域生活支援事業の見込み量一覧】

事業名	単位	令和4年度 (実績)	令和5年度 (目標)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (目標数値)
(1)理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
(2)自発的活動支援事業	実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
(3)相談支援事業						
①障害者相談支援事業	実施箇所	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター機能強化事業	設置	検討	検討	実施	実施	実施
(4)成年後見制度利用支援事業	人/年	0	1	1	1	1
(5)成年後見制度利用法人後見支援事業	実施	未実施	未実施	未実施	検討	検討
(6)意思疎通支援事業	件/年	303	324	340	350	355
(7)日常生活用具等給付事業						
①介護・訓練支援用具	件/年	0	1	1	2	2
②自立生活支援用具	件/年	1	3	5	7	9
③在宅療養等支援用具	件/年	1	1	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具	件/年	8	10	12	14	16
⑤排せつ管理支援用具	件/年	86	95	104	113	122
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	0	1	1	2	2
(8)手話奉仕員養成研修事業	実施	未実施	未実施	検討	検討	実施
(9)移動支援事業	件/年	395	423	453	485	519
	時間/年	1,233	1,320	1,412	1511	1617
(10)地域活動支援センター事業	実施箇所	2	2	2	2	2
	人/年	12	13	14	15	16
(11)日中一時支援事業(任意事業)	件/年	120	132	144	156	168

## 2. サービスの概要と見込量確保のための方策

### (1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民を対象にして障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。事業内容としては、広報みのぶにおいて「発達障害」に関する啓発を始めました。また、令和2年度にはヘルプマークを導入し、希望者へ配布する活動も始めました。今後も、障害への理解の普及と啓発を目的とした広報活動を実施します。

### (2) 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。組織の規模を勘案して、本町単独ではなく峡南圏域での実施を検討していく予定です。

### (3) 相談支援事業

平成20年4月に設置した『峡南圏域自立支援協議会』を中心に地域で障害のある人を支えるネットワークの構築に向けて、関係機関・団体、事業者などで協議を行い、中立・公平な相談支援事業を進め実施するとともに、地域関係機関との連携を強化します。

峡南圏域相談支援センターでは、障害の種類に関わらず対応できる幅広い知識を備えた相談員や障害別による専門性の高い相談にも対応できる相談員を配置し、積極的に相談業務を行なうだけでなく相談員育成のため、県や関係機関で実施する研修会などへの積極的な参加促進を図ります。

地域の身近な相談員として期待される民生委員・児童委員や障害者相談員に、障害者理解のための研修などへの参加を促進します。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない障害者の福祉の増進を図るために、民法で定める成年後見制度について、町が行う後見、補佐及び補助開始等の審判の請求その他必要な援助について地域包括支援センターと連携し研修等に参加し対応します。

### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、研修等を実施するように努めます。

### (6) 意思疎通支援事業

手話通訳派遣事業・要約筆記者派遣事業を活用して、手話通訳や設置事業を県に委託しサービス提供をします。利用者の絶対数は多くありませんが、今後も聴覚障害の方々が不自由なく生活ができるよう支援していきます。また、県などと連携して登録



手話通訳者の研修などを行い、さらなる資質の向上に努めます。

#### (7) 日常生活用具等給付事業

サービスを必要としている重度の障害のある人が自立した生活を送るために、その方にふさわしい用具が給付もしくは貸与できるよう、日常生活用具の情報提供の充実に努めます。障害者と介護者が容易にかつ適切に利用できるように修理等や相談の情報提供を行います。また、事業者に対しても情報提供の充実に努め、多様な事業者の参入促進を図ります。

#### (8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修ができるよう関係機関と連携し、事業を促進するとともに、ニーズに対応できる体制の確保と必要な予算措置に努めます。

#### (9) 移動支援事業

障害のある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、移動支援事業の周知に努めます。地域の特性上、買い物・通院等に対し利用を希望する人は増加傾向にありますが、車両移送の可能な事業所は1つしかありません。今後は、事業者に対する情報提供を充実し、多様な事業者の参入促進を図ります。また、障害のある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。

#### (10) 地域活動支援センター事業

地域生活及び日中活動の拠点として、障害のある人が通所し創作活動や生産活動等の日中活動の支援を行うため、町内2箇所の地域活動支援センターで基礎的事業を実施します。利用者のニーズに対応した支援のため、町外の地域活動支援センターも利用できるように努めます。

#### (11) 日中一時支援事業（任意事業）

障害者及び障害児等の日中における活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族の休息や就労支援を目的として実施します。入浴や福祉サービスの支給量で不足する部分を補う等で利用をする方は多く、今後も安定した提供ができる体制づくりのための事業促進に努めます。



## 第7章 円滑なサービス提供のための方策

---

### 1. サービス事業者の参入促進のための情報提供

障害者総合支援法の施行により障害者施策は大きく変わり、新たなサービス体系に再編されました。そのため、民間事業者への情報提供や連携の強化により、さらに多様なサービス供給主体の参入促進を図ります。

### 2. 障害者福祉サービスについての情報提供

保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障害者が生活していく上で必要な様々な情報を容易に入手交換できるよう、個々の障害の状態に応じた効果的な情報提供に努めます。

### 3. 支給決定における公正・公平性の確保

支援の必要の度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化に努めます。

### 4. サービスの質の向上

利用者が適切なサービスを選択することができるよう、事業者によるサービス評価の実施や評価結果の情報提供に努めるなど、サービスの質的評価を行うことができる環境づくりに努めます。

### 5. サービス利用の支援と権利の保障

障害者が自らの選択により必要なサービスを利用しながら、安心して日常生活を送ることができるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の啓発・広報活動に努めるとともに、障害者に対する差別や虐待防止など、障害者の権利擁護のための取り組みの充実に努めます。

### 6. 低所得者への支援

障害者総合支援法においては、サービス利用料は原則として1割の応益負担を基本としており、利用料の負担増が見込まれます。しかしながら、低所得者に関してはサービス利用の抑制につながることをないよう所得に応じた負担上限額を設定するなど、負担能力を適切に反映した仕組みづくりに努めます。

## 第8章 第3期身延町障害児福祉計画

---

### 1. 計画の基本目標

障害者基本計画の基本理念や基本方針（第1章を参照）に沿って、目標を掲げ、その実現を目指します。

#### 「障害児の健やかな育成のための切れ目のない発達支援」

障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するために、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、引き続き障害児支援の均一化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。また、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指します。

また、医療的ケアを必要とする障害児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

### 2. 成果目標と取り組み

#### 【国の指針】

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- 令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 令和8年度末までに、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを設置する。

【活動指標】

項目		令和3年度末 実績値	令和8年度末 目標値	目標値の設定
児童発達支援センター設置数		1か所	1か所	峡南圏域で設置 国目標:1か所
保育所等訪問支援利用体制の構築		1か所	1か所	峡南圏域で設置 国目標:1か所
児童発達支援事業者数		1か所	1か所	峡南圏域で設置 国目標:1か所
放課後等デイサービス事業所数		1か所	1か所	峡南圏域で設置 国目標:1か所
医療的ケア児に 関する体制整備	協議の場	1か所	1か所	峡南圏域で設置 国目標:1か所
	コーディネーター	1人	4人	峡南圏域で設置 国目標:1人

【目標設定の方針】

現在、峡南圏域において児童発達支援センターは1か所設置されています。行き届いた障害児支援としては、町単位で事業所を確保することが理想ですが、人口規模や社会資源等の理由から、実現は難しいのが現状です。したがってこの目標に対しては、協議の結果峡南圏域で取り組むこととしました。保育所等訪問支援の整備や重症心身障害児を中心とした事業所の設置、医療的ケア児に対する体制整備など、他の4町と連携しながら進めていきます。

また、峡南圏域においては医療的ケア児への適切な支援のために保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るために協議の場を設けています。その中で、医療的ケア児等に関する体制整備への取組としてコーディネーター配置の拡充を目指します。

### 3. 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

#### 【サービスの概要】

サービス名	概要
児童発達支援	障害のある未就学児に対して、施設通所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体や、体幹の機能に障害のある未就学児に対して、児童発達支援と併せて、理学療法等の訓練や医療的な支援を行います。
放課後等デイサービス	障害のある就学時に対して、学校の授業終了後や休業日等において、施設通所により生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある未就学児に対して、当該施設を訪問のうえ、集団生活への適応に必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害があり、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問のうえ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用計画案の作成や、利用計画が適切であるかどうかのモニタリングと見直し等を通して、保護者や利用児童の援助を行います。

#### 【必要量の見込】

区分		令和4年度 (実績)	令和5年度 (目標)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (目標数値)
障害児支援	児童発達支援	3 人日分	4 人日分	4 人日分	4 人日分	6 人日分
		1 人	1 人	1 人	1 人	2 人
	医療型 児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	放課後等 デイサービス	27 人日分	26 人日分	27 人日分	32 人日分	40 人日分
		4 人	4 人	4 人	4 人	5 人
	保育所等訪問支 援	0 人日分	1 人日分	2 人日分	3 人日分	4 人日分
		2 人	1 人	2 人	3 人	4 人
	居宅訪問型 児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分	0 人日分
0 人		0 人	0 人	0 人	0 人	
障害児相談支援	2 人	2 人	2 人	3 人	4 人	

## 【課題と方策】

利用量は横ばい傾向にあります。全国的に子どもの出生数は減っていますが、発達障害や自閉症スペクトラム等の診断を受ける子どもは増加傾向にあり、子どもの特性に合った適切なサービスの提供が求められています。

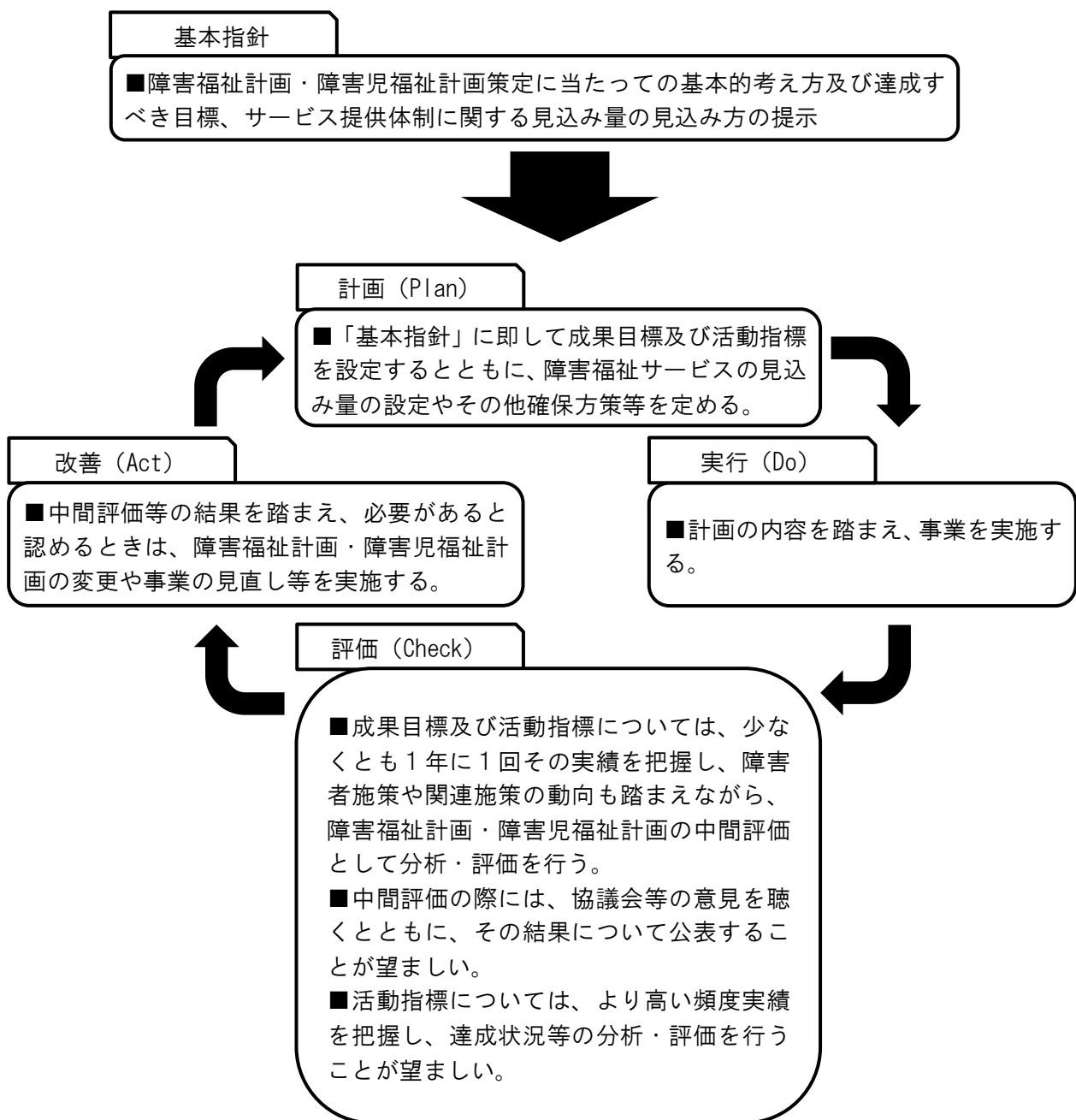
そんな中、峡南圏域の障害児通所サービス事業所は1か所しかなく、ニーズに対する適正な提供が難しくなっている現状があります。他のサービスに対する課題と同様、この提供体制の必要性に対して、事業所の参入促進やコーディネーターの配置に向けて、峡南圏域において対策の検討を重ねていきます。また、サービスの利用開始後には、事業所で支援を完結させることなく家庭や学校においても利用児童が健康的に成育できるような体制づくりを、保健師との連携によって構築していきます。

# 第9章 計画の推進に向けて

## 1. 計画の着実な推進体制

本計画は福祉保健課が主管課となり毎年の進捗状況を把握し、峡南圏域自立支援協議会等の関連組織とともに評価を行い、計画の進捗管理に役立てていくこととします。

### ● PDCAサイクルのプロセス ●



## 2. 身延町障害者基本計画との連携

本計画は身延町障害者基本計画の実施計画としての性格を併せ持っています。したがって、障害者基本計画との連携が不可欠であり、啓発、教育、健康づくり、雇用・就労、まちづくりなどの多様な分野における障害者福祉施策を推進することによって、本計画の一層の実現に取り組むこととします。

## 3. 県・近隣市町村などとの連携

本計画は本町における障害者総合支援法に基づく各サービスについて計画したものです。障害者施策は、広範な分野に渡るため、関係団体・機関、サービス提供事業所などと連携・調整をしながら、本計画の全体的な実施状況の点検と課題整理を行い計画の円滑な推進を図ります。

さらに、広域的な調整が必要な施策が多いため、峡南圏域自立支援協議会において積極的に課題提起し、幅広い意見交換を図り、計画の着実な推進につなげます。県や近隣市町村、関係機関と連携しながら保健・医療・福祉に関わる情報交換や会議などを積極的に行い、本計画の実現を目指します。

第7期 身延町障害福祉計画  
第3期 身延町障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度

発行日 令和6年3月

発行者 身延町 福祉保健課



〒409-3304 山梨県南巨摩郡身延町切石117-1

『中富すこやかセンター』

TEL : 0556-20-4611 FAX : 0556-20-4554